

平成 21 年 6 月 19 日

各 位

東京都港区六本木 1 丁目 8 番 7 号
アーク八木ヒルズ 13 階
ネオラインキャピタル株式会社
代表取締役 千葉信育

全国青年司法書士協議会並びに静岡青年司法書士協議会への 要望事項並びに質問事項について

弊社は、本日付で、全国青年司法協議会並びに静岡青年司法書士協議会（以下「両協議会」といいます。）に対して要望書を提出し、以下の要望並びに質問事項を提示致しましたのでお知らせ致します。

【要望事項】

1. 真の意味での弱者保護の実現の為、両協議会において、低料金で定額（例えば、過払金返還額の多寡、依頼者の借入社数などにかかわらず、一律で依頼者 1 人あたり 1 千円から 1 万円程度）とするなど、依頼者にとってわかりやすく、かつ依頼者の生活実態に即した業界全体での料金体系の整備ならびに統一をご検討頂くとともに、当該料金体系の導入に向けて率先して取組んで頂きたいこと
2. 営利を目的とすることなく業界全体のモラル向上に継続して取組むこと
3. 以下の【質問事項】につき、本日から 2 週間後の平成 21 年 7 月 3 日までにご回答頂くこと

【質問事項】

1. 両協議会にご所属の司法書士各位において、平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの間に受任された債務整理事案の総件数、並びにそのうち過払いになる事案と債務の残る事案の内訳
2. 前項のうち、債務整理受任後に本日までの間に辞任された事案の総件数 並びにそのうち過払いになる事案と債務の残る事案の内訳、及びその辞任理由
3. 両協議会にご所属の司法書士各位における、過払い事案にかかる受任報酬の体系、定め方（例えば、過払い事案について成功報酬である場合には過払金返還額に対する報酬割合の上限、など）
4. 平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの間に、両協議会にご所属の司法書士各位において、債務整理（過払い事案を含みます）事案の受任によって得られた報酬の総額

【上記要望事項および質問事項の趣旨】

昨年 12 月のこととなりますが、過払返還訴訟や債務整理の受任などで多額の報酬を得ながら平成 19 年までの 2 年間で約 2 億 4,000 万円の所得を隠し、約 9,000 万円を脱税したとして、某司法書士が東京国税局から所得税法違反で東京地検に告発され、税務当局の指摘に従い修正申告に応じたとの報道がありました。当該司法書士 1 人の事案をもって、多重債務などの窮状に陥った依頼者の生活の再建に日々尽力しておられる司法書士各位のご活動に言及するものではありませんが、上記事案については、本来依頼者の生活再建に充てられるべき過払返還金から得られた報酬としてはあまりに法外であり、モラルに欠ける行為であるものと思料いたします。

日本司法書士会連合会のホームページにて公表されている報酬アンケート結果一覧によれば、同アンケートにおいて例示されている70万円の過払返還が為されるケースにおいて、地区によっては着手金と成功報酬をあわせて返還額の半分以上を報酬とされるようなケースもあり得るものと見受けられます（仮に、過払金返還額の半分（50%）が報酬になるものとし、事案の処理に要する期間を一般的な事例から3ヶ月程度と仮定しますと、過払金返還額に対する報酬の割合は年率換算すると200%にもなり、弊社が属する消費者金融業界においてお客様から頂いている利息制限法若しくは出資法で定められるお利息の割合と比較しても、非常に高い割合であるものと思料いたします）。また、やはり例示されている任意和解（借入社数5社から各々50万円を借入れ）のケースにおいても、地区によっては元々の債務額の1割（当然、債務整理後の残債務額との比較ではより高い割合となるものです）を超えるような金額を報酬とされるケースもあるものと見受けられます（こちらについても、事案の処理に要する期間を3ヶ月程度と仮定しますと、元々の債務額に対する報酬の割合は年率換算すると40%にもなり、利息制限法若しくは出資法所定の利息割合と比較しても、やはり非常に高い割合といえます）。

依頼者にとっては、過払返還後若しくは債務整理後においても生活資金ならびに弁済原資となるべき貴重な金員から、このような高額な報酬を得られている司法書士の方が一部とはいえいらっしゃることは、弱者保護を主眼にご活躍されている多くの司法書士の方々にとっても、苦々しい思いであられるのではないかと推察いたします。前述の脱税で摘発されるような不届きな輩が生じた背景、また依頼者の生活に大きな負担をかけるような報酬を得るような司法書士の方がおられる背景としては、やはり債務整理受任などにかかる司法書士業界全体の報酬・料金体系の不統一があるものと思料いたします。

先般、両協議会の方がフロックスにご来訪頂いた際にも、弱者保護の視点を力説頂いたと伺っておりますので、両協議会においては高い志の下、上記の弊社要望事項ならびに質問事項に対しても、真摯にご検討並びにご対応いただけるものと期待しております。

【ご参考】

日本司法書士会連合会「報酬アンケート結果一覧」

http://www.shiho-shoshi.or.jp/about_shiho_shoshi/remuneration/index.html

以上